

相続ニュース

Vol.0064

2015年3月16日(月)
担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

マイナンバーの相続への影響

はじめに

政府は3/10の閣議で、マイナンバーを預金口座に適用する改正案を決定しました。任意ですが、2018年から預金者に対し、銀行への登録を呼びかけます。これで行政は、個人資産を把握しやすくなります。税金の徴収・調査にも活用する予定です。

当面は任意、強制力はない

預金口座へのマイナンバーの適用は、強制力はなく、任意での対応になる予定です。現在、持っている預金口座についても、銀行からマイナンバーを適用するよう呼びかけられる予定です。

とはいうものの普及しなければメリットがないので、国としては2021年から義務化する予定です。

確定申告は2017年から

確定申告は、2017年（平成29年）2～3月に行う「平成28年分の確定申告」からマイナンバーを記載することになります。現在も整理番号がありますが、整理番号よりも格段に管理コストが減る見込みです。

相続税への影響

税務署は、これまで金融資産の把握には時間がかかっていましたが、マイナンバー制度が適用されると一瞬で金融資産を把握することが可能になります。マイナンバーを使えば、今よりも贈与税についての調査がより簡単に行われるはずで、マイナンバーを不動産にも結びつけようという動きもあり、個人資産は、ほぼ丸裸になります。

おわりに

マイナンバーを嫌がる方もいますが、マイナンバーにより、行政コストが軽減されます。

増税しなくても国の財政を維持することが可能になるはずなので、国民にも大きなメリットがある制度です。今後の細かい運用面に注目です。

